

平成 2 3 年 1 0 月 6 日

各部長、次長、課長

市 長 山 下 真

平成 2 4 年度予算編成方針について

平成 2 4 年度の予算編成に当たって、生駒市予算規則第 4 条の規定により、平成 2 4 年度予算編成方針を下記のとおり定めたので、これに則り十分留意の上、予算要求されるよう通知する。

記

1 日本経済と国家財政・地方財政の動向

日本経済は、東日本大震災の影響により依然厳しい状況にあるものの、生産、輸出、個人消費は持ち直しの動きがみられるようである。先行きについては、サプライチェーンの立て直し、各種政策の効果により持ち直し傾向が続くことが期待されるが、電力供給の制約、原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気の更なる減速や急速な円高の進行等により景気が下振れするリスクがある。政府は 5 月に決定した「政策推進指針」により、大震災がもたらした影響を克服し、日本経済の潜在的な成長力を回復するよう取り組むとし、平成 2 3 年度第 1 次、第 2 次補正予算の速やかな執行、第 3 次補正予算の編成により、また 7 月に決定した「東日本大震災からの復興の基本方針」により、震災からの早期立ち直りを図ろうとしている。一方、財政健全化の取り組みの基本方針として昨年 6 月に決定した「財政運営戦略」の「中期財政フレーム」を 8 月に改訂し、財政健全化目標の達成に向けた取り組みの着実な進展が、国債市場の信認の維持、震災復興、日本全体の再生に不可欠であるとし、平成 2 4 年度の新規国債発行額（復興債を除く）について、平成 2 3 年度当初予算の

水準（４４兆円）を上回らないよう全力をあげる等を目標として掲げている。

こうしたなか、９月に総務省が発表した「平成２４年度の地方財政の課題」では、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成２３年度地方財政計画の水準を下回らないように確保すること等を課題としている。またその課題において示された平成２４年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）では、国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は社会保障費の増加によりプラス５．７％の伸びが、地方税は「経済財政の中長期試算」による名目成長率等について一定の前提を置き機械的に積算したものとしているが、１．５％の伸びがそれぞれ見込まれている。

２ 本市の財政状況と見通し

本市の平成２２年度決算では、平成２１年度決算に比較して税収入（市税、地方譲与税、県税交付金の合計）が６．７億円減少（２１年度決算 １８,５２２ 百万円、２２年度決算 １７,８４８ 百万円）したが、この税収入の減少は、平成１９年度からでは１３．１億円（１９年度決算 １９,１５６ 百万円）にも上っており、平成２３年度もこの減少傾向が続く見込みである。税収入の減少は依存財源である地方交付税（普通交付税）、臨時財政対策債で補われており、財政力指数は平成１９年度の０．８７１（単年度）から年々下がり平成２３年度では０．７９７（単年度）まで下降している。一方、高齢者の増加、景気低迷による生活困窮者の増加により扶助費や国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金などの社会保障関係費は、一般財源負担分で６２．９億円（職員人件費を含む）に達し、これは前年度から３．８億円増加し、平成２０年度からでは６．４億円の増加となり、平成２３年度もこの増加傾向は続いている。

なお、平成２２年度決算では、経常収支比率は９０．２％※１となり、平成２１年度決算から５．３ポイント改善したが、これは、平成２１年に政権交代があり、政府において平成２２年度から地方交付税（普通交付税）及び臨時財政対策債が増額され、本市においても平成２１年度に比較してこれらが合わせ

て15.5億円（22年度決算5,193百万円、21年度決算3,644百万円）増えたこと、歳出においては、社会保障関係費の一般財源負担額が3.8億円（22年度決算6,294百万円、21年度決算5,912百万円）増加したものの、定年退職者数が例年になく少なく退職金支払額が3.6億円（22年度決算558百万円、21年度決算913百万円）減ったこと、これらが大きく寄与したもので、この低い数値は一時的な現象である。

今後の本市の財政の見通しは、歳入面では高齢化の進展、円高による国内産業の空洞化、海外経済の減速懸念等により市税収入の伸びは期待できず、政府が進めようとしている税と社会保障の一体改革による地方福祉財源の充実にも時間がかかりそうである。また地方交付税は、総務省の平成24年度概算要求額は地方交付税特別会計出口ベースで平成23年度比で2,848億円減少（△1.6% 23年度173,734億円、23年度170,886億円）となっている。地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債の増発も、後年度その元金、利子償還額が地方交付税の基準財政需要額に算入される仕組みから、将来の地方交付税の先食いとなり地方交付税が増額されない限り実質的な地方交付税の減額となる。一方、歳出面については、社会保障関係費は年々増加するのは避けられないなか、子育て、教育施策の充実、幼稚園の耐震化、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実現、学研北生駒駅周辺や企業誘致関連等の道路整備、生駒駅前北口市街地再開発、下水道の整備、老朽化による各施設の維持補修等を引き続き推進する必要がある、本市の財政状況は今後においても非常に厳しい状況にある。

※1 経常収支比率（%）＝経常経費充当一般財源÷（経常一般財源＋臨時財政対策債）×100

90.2%＝19,934,993千円÷22,094,615千円×100

※2 平成23年度地方交付税総額 約1兆3,734億円

上記総額の内国税5税の法定率分 約1兆9,868億円

3 基本方針

平成24年度の予算編成においては、現時点の試算では税収入が平成23年度から更に減少すること、地方交付税、臨時財政対策債等についても概算要求

並みの水準が維持されることが期待されるものの、国税 5 税の法定率分で賄われるのは 6.6 割であり不足分は国債の増発により確保させざるをえない現状、また苦しい国の財政運営から今後、地方財政計画の基となる地方財政対策の決定過程では減額もあり得るところであるが、現時点の試算では一般財源は平成 23 年度から 3.1 億円程度の減少が、また高齢化による社会保障関係費の自然増は引き続き一般財源負担分で少なくとも 2.0 億円程度の増加がそれぞれ見込まれる。従って、「限られた資源の中でより質の高い行政サービスを提供できる自律型自治体への変革」という行政改革大綱の基本目標を引き続き堅持し、徹底した行財政改革を継続しながら新規施策を展開できる持続可能な財政構造を構築する。そのため、平成 24 年度の一般財源の試算額を踏まえたうえで、一層の創意と工夫に努め、引き続き税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、事務事業全般について見直しを徹底し、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を図っていく方針に変わりはなく、将来都市像である「市民が創るぬくもりと活力あふれるまち・生駒」を実現し、「関西一魅力的な住宅都市」を目指して、時代にあった行政サービスを提供できるよう最大限努力するものとする。

4 留意事項

(1) 総括的事項

- ① 財政調整基金からの繰入れ、退職手当債の借入りに頼らない予算編成とすること。
- ② 国において子育て・教育、医療・福祉、地方行財政等様々な分野で制度変更が予測されることから積極的に情報収集に努め可能な限り予算に反映させること。
- ③ 実施計画で採択した事業については、採択した額以内での要求とするが、事業費の抑制と実施年度の調整などを行い、さらに一般財源を圧縮すること。

- ④ 事務事業全般について、行政の責任領域を改めて見直すとともに、事業評価や成果目標等を意識し、コスト意識を伴った経営感覚の視点を持ち、自らの手による業務実施に心がけ、従来の慣行にとらわれることなく、事務事業の必要性や効果等を十分検討すること。
- ⑤ 24年度からの新行政改革大綱においても基本的な枠組みが継承されることを踏まえ、「行政改革大綱後期アクションプラン」の目標や、各委員会の提言等のうち、前年度までに取組みが遅れている項目については、出来る限り早く取組み、経費削減に努めること。
- ⑥ 職員数の減少への対応、行政運営の効率化、住民サービスの向上等の観点から、指定管理者制度を有効に活用するとともに、民間企業やNPO等への委託が可能な事業については、積極的かつ計画的にこれを推進するなど、コスト意識を持ち創意工夫をこらし、最少の経費で最大の効果を得られるよう努めること。
- ⑦ 国庫補助事業に係る超過負担は、極力解消するよう努めるとともに、国・県の負担すべき経費を市が負担することとならないように注意すること。
- ⑧ 他課や他団体と関連する部分等があるものにおいては、予算要求時までには十分調整し、整合性及び効率化を図った上で要求すること。
- ⑨ 市議会、同決算審査特別委員会及び監査委員から指摘のあった事項については、総合的判断のもと、的確に処理すること。
- ⑩ 指定管理者制度において、指定期間が複数年度にわたり、かつ、指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、予め債務負担行為の予算が必要となるので留意すること。

(2) 歳入に関する事項

自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県支出金等の特定財源については広く情報を収集し、その積極的確保と効率的活用を図ること。

① 市税

歳入に占める市税の重要性に鑑み、税制改正内容及び経済動向等の分析

を多角的に行った上で予算計上すること。また、引き続き適正な賦課、徴収に努め、徴収率の向上に更に特段の努力を払うこと。

② 負担金、使用料及び手数料等

平成22年9月10日付けで通知した事務事業の見直しのなかの「使用料・手数料等負担の見直しの考え方」に基づき、可能なものから利用者負担額の算定方法について十分な調査研究を行い、適正な受益者負担を図り、実態に即しないものについては、条例等を整備し料金改定によってその増収を図るように努めること。また、市民負担の公平の観点から、収納率の向上に努めること。また、社会教育施設等の使用料収入は適切な見積もりのうえ、相当額を予算要求すること。

③ 国・県支出金

公共事業関係の国庫補助金は各事業別補助金から一括交付金へ段階的に変更される予定であるため、補助負担事業の動向に特に留意するとともに、そのなかにあつて各省庁において重点分野の新規補助の創設等があり、それが本市にとって有効である場合は積極的に活用すること。また、特に東日本大震災の復興に伴い公共事業関係の国庫補助金は地域別配分が大きく変わり減額されることが予想されるため、予算計上にあたっては、収入の確実なものについて計上すること。

④ 市債

実質公債費比率の動向等に留意し、後年度における財政負担の軽減を図るため、安易に財源を市債に求めた計画にならないようにすること。また市債を財源とする場合においても元利償還金について後年度に交付税措置のある有利な事業の選択に努めること。

(3) 歳出に関する事項

既存の事務事業全般にわたり制度の根本にまで遡ったうえで見直し、前例踏襲的に漫然と事業を行うのではなく、従来の意識や発想を転換し、費用対効果を意識した行政経営感覚を持ちながら、節減、合理化に努めること。また新規

事業については事業効果等を十分精査すること。

① 人件費

財政健全化の基本として、機構及び事務の改善合理化等を強力に推進すること。特に、時間外勤務手当については、行政改革推進本部で決定された平成２３年度の時間外勤務時間の上限を更に引き下げることを前提に予算要求すること。

② 物件費

物件費の増加が経常収支比率上昇の大きな要因となるため、従来の実績や慣行にとらわれず、経費の計画的、効率的使用に留意し、節減合理化に一層の努力を払うとともに、既定経費を見直し、削減すること。また、委託料については、市民サービスに支障を来さないよう注意しながら、仕様を再度精査するとともに、積極的に入札を行い、また、随意契約で契約するものにあつては必ず相手方と交渉を行い経費節減を図ること。

計画策定等については、外部委託に頼ることなく可能な限り職員によって行い、職員の能力開発と経費の節減を図ること。ただし、アンケート調査や会議議事録の調整、報告書の作成等、補佐的・補充的業務を外部委託することは、時間外勤務手当の削減につながるもので、この限りでない。

③ 維持補修費

施設の補修経費は、老朽化が進むなか、市民サービスを維持していく上でいかに施設を良好に維持していくかが大きな課題となっており、各施設の寿命を効率的に延ばすことができる方法を検討し、将来的に市の財政を圧迫することがないよう状況を的確に把握し、計画的、効率的に実施すること。そのなかにおいて修繕を加えなければ市民サービスに大きな影響を与えるもの、特に市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先すること。

なお、建築基準法第１２条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕については別に修繕料の予算枠を確保するものと

する。

④ 補助費等

補助金については、広く市民ニーズに沿ったものであるかなどの客観的な妥当性や、行政責任の範囲、経費負担のあり方等を十分検討し、公共性、公平性及び透明性を確保し説明責任に努めること。また行政改革推進委員会から出された「補助金等の見直しに関する提言書」を踏まえた改善に継続的に取り組むほか、「補助金制度に関する指針」及び「補助金等交付規則」とそれぞれの補助金交付要綱との整合性を必ず精査し、その廃止、減額、改善等を吟味すること。

⑤ 投資的経費

投資効果、他の事業との関連、進捗状況、当該施設完成後の管理運営費等の後年度の財政負担を十分に考慮し、補助事業、継続的事業を最優先とし、中期実施計画で採択されたものについて要求すること。また、毎年度繰越額、不用額が多額となっている事業については、1年間に執行できる用地買収量、工事量をよく検討したうえで執行可能な予算を要求すること。また、補助事業については歳入③国・県支出金のところでも記したように、収入が確実に見込める国庫補助金に見合った国庫補助事業費とすること。

⑥ 特別会計及び企業会計に関する事項

予算編成に当たっては、一般会計に準ずるとともに、特別会計、企業会計としての認識を新たにし、将来にわたる的確な事業計画と収支見通しに基づく徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化、収入の確保等を図り、一般会計からの繰入金を可能な限り圧縮するよう最大限の努力をすること。

なお、公営企業法が適用されている水道事業、病院事業の独立採算性は当然のこと、下水道事業、自動車駐車場事業においても、地方財政法においては公営企業とされていることを踏まえ、これら事業の独立採算性は公営企業法を適用している否かにかかわらず確保していかなければならないことに留意すること。

⑦ 各節別事項

下表のとおり

節（細節）	説 明
各節共通	必要理由、積算根拠を必ず用意すること。それが用意できない要求は査定を行わず予算計上を見送ることとする。
1 報酬	① 別紙予算単価表によること。 ② 「生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の改正を反映させること。 ③ 審議会等についての開催回数は、原則として23年度実績の範囲内とし、会議内容等の充実を図ること。
3 職員手当等	時間外勤務手当については、各課で上限目標を設定し、事務の手法や配分の見直し、ノー残業デイの徹底等により目標達成すること。
7 賃金	臨時職員については、事務事業の効率化、更に廃止も含めた見直しを行い要求人数の圧縮に努めること。
8 報償費	① 講師等謝礼については、「講演会等講師謝礼基準」に則り、実績ベースで要求すること。 ② 各種イベント等における手話通訳や要約筆記については、事前に申込みを受ける等の工夫を凝らし、削減対象として考慮すること。
9 旅費	審議会等の視察、大会参加については、その効果について改めてよく検討し、必要な場合のみ計上すること。
11 需用費	明確な算出根拠により積算すること。また、効率的な使用を図り、徹底した節減に努めること。
(1) 消耗品費	① 活用頻度の低い図書の追録、雑誌等の購入については、見直しを行うこと。 ② 職員用の新聞購読料は計上しないこと。

節（細節）	説 明
(3)食糧費	③ 啓発配布物品については、前年度に引き続きなお一層の削減に努めること。特に各種イベント等に参加したことに対する謝礼の意味で配布する物品については原則として補助金交付団体も含めて廃止すること。
(4)印刷製本費	④ 各種イベントにおける花代は、原則的に廃止すること。 ⑤ 月刊誌等の定期購読については、見直しを行うこと。 審議会等会議の招集時刻などの工夫により、特に節減に努めること。
(5)光熱水費	① カラー印刷の必要性を再度検証し、効果が見込めないカラー化はしないこと。 ② 廃棄分を考慮し、印刷枚数を抑制すること。 ③ 見積を徴取し、庁内印刷との経費比較を行うこと。
(6)修繕料	時間外勤務時の照明は必要な部分のみの点灯とすることなど、更に節減を図ること。要求額は平成２３年夏季の実績を踏まえること ① 適正な保守管理に努め、極力節減に努めること。 ② 新規分は、保証期間を有効に活用すること。
12役務費 (6)保険料	市民総合賠償補償保険を活用すること。
13委託料	① 継続業務といえども、価格及び人数、日程、回数等業務内容を再度検討し、業務に支障を来さない範囲で積算すること。また、可能な限り入札の手法を取ることを想定した予算要求とし、経費の節減に努めること。 ② 計画策定については、できるだけ職員で実施すること。 ③ 手話通訳や要約筆記が含まれている場合は、報償費同様削減対象とすること。

節（細節）	説 明
14使用料及び賃借料	① 市が借りている用地の使用料について、買い取りも含め見直すこと。また、使用料の額が、市場価格と比べて高すぎないかの検証を行うこと。（調査票に市場価格を明記すること。） 市場価格は下記に基づき算出すること。 正常な取引価格（相続税路線価÷0.8×面積）×4%＋公租公課 ② 物品等のリースについては、買い取りも含め見直すこと。
15工事請負費	施工用地が確保されている工事のみ計上すること。
18備品購入費	① 20,000円以上の物品を原則備品とする。 ② 予算要求できるものは、新規施設用備品、損傷・老朽に伴う更新及び事務合理化に係る備品とするが、市民・子供の安全、食品衛生に関わるものを優先し節減に努めること。
19負担金補助及び交付金	① 補助金の新設、増額は原則として認めない。 ② 行政改革推進委員会の「補助金等の見直しに関する提言」を踏まえて予算要求すること。 ③ 「生駒市補助金等交付規則」、「生駒市補助金制度に関する指針」、「補助金等の見直しに関する提言書」に従い、要綱等を見直すとともに、基準に適合しないものについては、廃止も含めた検討を行うこと。 ④ 各種協会、団体等への負担金については、加入目的を再検証し、費用対効果の少ないものや本市に恩恵のないものについては、脱会を含め十分検討すること。 なお、平成22年度の見直しにより退会した各種協会、団体への復帰、また新規加入は特段の理由がない限り認めない。

節（細節）	説 明
28繰出金	下水道事業特別会計に対する繰出金は、公債費繰出、建設改良繰出のみとし、管理費に係る繰出しは計上しないこと。

（４） 枠配分予算等に関する事項

① 一般財源による枠配分予算

平成２４年度の地方財政計画は未策定であるが、税（市税、地方譲与税、県税交付金）、地方交付税等の一般財源の伸びは期待できないなか、社会保障関係費は増加せざるをえない。そのため予算編成の予見性を高めながら、持続可能な歳入の範囲内で歳出予算を編成し、また各部において予算編成上一般財源として扱わない使用料、手数料、諸収入等の増収努力によって予算額を増額できるように、「一般財源による枠配分予算」を前年度において採用した福祉健康部に引き続き、全ての部において採用することとする。

この一般財源による枠配分予算を採用するのは、一般行政経費（経常分及び臨時分）とし、この一般行政経費（経常分及び臨時分）に充当可能な一般財源の額は、税（市税、地方譲与税、県税交付金）、地方交付税、地方特例交付金、臨時財政対策債等の本来の一般財源に予算編成上、一般財源として扱う財源の合計額であり、各部に対する配分額は、「表１一般行政経費（経常分及び臨時分）に対する一般財源配分額」とし、一般行政経費（経常及び臨時分）の要求額に対する一般財源は、各部においてこの配分額以内の額とすること。ただし、表１の一般財源配分額（枠配分額）の、うち経常分の一部を減額して、うち臨時分に同額を増額することは妨げないが、この逆は認めないものとする。また、投資的経費を中心とする政策的経費（表２ 政策的経費とする事業一覧表）は、従来どおり予算枠のない要求を認めるものとする。

表１の各部の配分額については、平成２４年度の一般財源配分額（枠配分額）は平成２３年度の 10,380,913 千円から 234,837 千円増加し 10,615,750

千円とし、その中で福祉健康部は社会保障関係費の自然増に、生活環境部は廃棄プラスチック分別収集通年化及び家庭系ゴミ収集有料化準備に、生涯学習部は社会教育施設の指定管理者制度への移行等にそれぞれ一定配慮して増額していることから、これら以外の部においては減額となっているものであるが、減額となっている部においても経常経費に充当できる一般財源（表１うち経常分）は前年度と同額を確保している（市民部は平成２３年度から減額となっているが、手数料条例改正による増収及びコンビニ交付事業費の政策的経費から一般行政経費への振替えにより生じたもので平成２４年度の経常経費に充当できる財源が不足しているわけではない。）。また、臨時経費に充当できる一般財源（表１うち臨時分）は平成２３年度の４３８,０４９千円から３３,６９４千円減少し４０４,３５５千円としているが、平成２３年度９月補正予算においては、平成２２年度９月補正予算に比較して一般財源による臨時経費を大幅に積み増していること、②の特殊建築物点検による修繕を進めるための修繕料の予算枠５０,０００千円を確保すること等から、実質的には平成２４年度の事業量は平成２３年度を上回るものである。

なお、査定については、一般行政経費の経常分は、経常分に充当できる一般財源の額（表１うち経常分）が、各部の配分額を超えていない限り、４留意事項が守られていないもの、新規のもの、国、県支出金の廃止等に伴い一般財源で肩代わりするもの、その他特に理由のあるものは査定対象とするが、原則として査定は省略するものとする。また、一般行政経費の臨時分及び政策的経費は、一件ごとの査定を行うことは従前のおりとする。

表1 一般行政経費(経常分及び臨時分)に対する一般財源配分額

(単位 千円)

	平成 24 年度			平成 23 年度		
	一般財源配分 額(枠配分額)	うち経常分	うち臨時分	一般財源 所要額	うち経常分	うち臨時分
議会事務局	43,009	36,495	6,514	46,391	36,495	9,896
市長公室	294,957	277,187	17,770	299,145	275,187	23,958
企画財政部	350,762	325,065	25,697	361,115	322,075	39,040
市民部	302,410	272,844	29,566	342,518	297,601	44,917
福祉健康部	5,138,990	5,054,723	84,267	4,965,990	4,881,723	84,267
生活環境部	1,944,488	1,801,960	142,528	1,873,712	1,778,185	95,527
建設部	201,971	190,819	11,152	207,761	190,819	16,942
都市整備部	448,012	424,819	23,193	451,595	424,819	26,776
開発部	10,154	8,974	1,180	10,767	8,974	1,793
水道局	0	0	0	0	0	0
教育総務部	1,050,863	1,003,349	47,514	1,069,908	997,724	72,184
生涯学習部	708,933	698,851	10,082	628,270	612,953	15,317
消防本部	121,201	116,309	4,892	123,741	116,309	7,432
計	10,615,750	10,211,395	404,355	10,380,913	9,942,864	438,049

表2 政策的経費とする事業一覧表

事業	事業
将来計画策定事業費	河川水路改修事業費
コミュニティセンター施設整備事業費	鹿畑駅前線街路整備事業費
集会所新築等助成費	道路河川災害復旧費
防災施設整備事業費	浄化槽設置補助事業費

庁舎等整備事業費	下水道事業特別会計建設改良繰出金
土地改良事業費	住宅施設整備事業費
企業誘致施策事業費	公園整備事業費
農地災害復旧事業費	生駒駅前市街地再開発事業特別会計事業繰出金
新病院整備事業費	消防施設整備事業費
私立保育所施設整備助成費	小学校施設整備事業費
市立保育所施設整備事業費	中学校施設整備事業費
学童保育施設整備費	幼稚園施設整備事業費
高齢者福祉施設整備事業助成費	郷土資料館新設事業
広域廃棄物埋立処分場建設事業負担金	南コミュニティセンター施設整備事業費
火葬場整備事業費	北コミュニティセンター施設整備事業費
橋梁長寿命化修繕計画事業費	体育施設整備事業費
道路新設改良事業費	中央公民館施設整備事業費
都市計画調査策定事業費	学校給食センター整備事業費
企業誘致関連道路整備事業費	図書館施設整備事業費
北田原南北線改良事業費	※各事業共通電算システム改修費
道路新設改良事業費	

② 修繕料予算枠の設定

建築基準法第 12 条による特殊建築物の定期点検の結果、修繕が必要となった箇所の修繕を計画的に進めるため修繕料の予算枠 50,000 千円を確保するものとする。

③ 事業別予算の経常事業と臨時事業への分割

平成 23 年度までは、一つの事業に経常分及び臨時分が混在して予算計上されているが、平成 24 年度予算以降は、経常分と臨時分を判別し易くするため、○×△事業を○×△事業（経常）と○×△事業（臨時）に分割する。

④ 枠配分額の算定基礎（一般財源による枠配分予算説明図参照）

平成24年度の一般財源は、市税が161.3億円（対前年度当初予算比3.5億円減少）、地方譲与税・県税交付金が12.2億円（対前年度当初予算比増減なし）、地方交付税が39.3億円（対前年度当初予算比4.2億円増加）、臨時財政対策債が20.3億円（対前年度当初予算比増減なし）を始め、これらに地方特例交付金、繰越金、減債・退手基金繰入金等の一般財源、また予算編成上一般財源として扱うことが適当と考えられる財源を加えて241.3億円（ α ）（対前年度当初予算比3.1億円減少）を見込んでいる。この一般財源241.3億円の使途（歳出）は、職員課要求人件費70.9億円（対前年度当初予算比2.9億円減少）、公債費39.1億円（対前年度当初予算比2.4億円減少）、特殊建築物点検による修繕を進めるための修繕料0.5億円（対前年度当初予算比皆増）、その他人件費・公債費繰出等から構成する枠配分対象外経費充当一般財源126.7億円（ γ ）、政策的経費に充当する一般財源8.4億円（ β ）及び一般行政経費充当一般財源106.2億円（ $\alpha - \beta - \gamma$ ）となり、この106.2億円（表1 10,615,750千円）が各部が要求できる一般行政経費（経常分及び臨時分）に充当できる一般財源となる。この一般財源は、平成23年度の当初予算を基礎として、①に記載のとおり福祉健康部は社会保障関係費の自然増に、その他増額項目として生活環境部は廃棄プラスチック分別収集通年化及び家庭系ゴミ収集有料化準備に、生涯学習部は社会教育施設の指定管理者制度への移行等にそれぞれ一定配慮して「表1 一般行政経費（経常分及び臨時分）に対する一般財源配分額」のとおり決定したものである。

なお、各部において経常経費に充当できる一般財源は、平成23年度の99.4億円から平成24年度は102.1億円へ2.7億円増加しているが、人件費、公債費等において同額程度の減額となることから経常収支比率の目標値は、生駒市財政健全化計画（平成19年12月22日総務大臣承認）の最終年度である平成23年度の目標値である93.6%と同じ目標値としている。

一般財源による枠配分予算説明図

平成24年度予算歳入歳出見込額(一般会計)

(單位億円)

歳入	市 税 161.3 地方譲与税・県税交付金 12.2 地方交付税 39.3	臨時財政対策債 20.3 地方特例交付金 1.9	繰越金、減債・退手基金繰入金等一般財源及び一般財源として扱う財源 6.3	一般財源計 241.3					
一般財源α					特定財源				
市 税			県地 税方 交譲 付与 金税	地方 交付 税	臨時財政 対策債	地方 特例 交付 金	繰越金、減債・退手基金繰入金等 一般財源及び一般財源として扱う財源	一般行政経費充当特定財源 各部局要求	充 当 特 定 財 源 政 策 的 経 費
241.3 α							各部局要求		
歳出	職員課要求人件費 70.9 議員人件費 3.4	職員課要求資金 0.7 公債費 39.1	特殊建築物修繕料 0.5 人件費・公債費繰出等その他 12.1	一般行政経費	126.7				
一般行政経費					政策的経費				
職員課要求人件費		議員 課 人 件 費 議員 課 要 求 資 金	公債費	特 殊 建 築 物 修 繕 料	人件費・公債費 繰出等その他 枠配分対象外 経費	枠配分対象経費 各部局要求一般行政経費-枠配分対象外経費			各部局要求
枠配分対象外経費 126.7 γ									
歳出に合わせて歳入を並び替え					8.4 各部局要求				
歳入	一般財源			一般財源		特定財源			
枠配分対象外経費充当一般財源 γ 126.7				一般行政経費充当一般財源 (枠配分額)【別紙参照】 α-β-γ 106.2 うち経常 102.1 96.1 % うち臨時 4.1 3.9 %		一般行政経費充当特定財源 各部局要求			一財 充 当 政 策 的 経 費 源 β

平成23年度予算(一般会計)

歳入	市 税	164.8	臨時財政対策債	20.3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
----	-----	-------	---------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--